

TRMC-S 会員様各位

ホンダモビリティランド(株) モビリティリゾートもてぎ
TRMC-S 事務局

ガソリン容器等へのガソリン販売に関するご案内

(モビリティリゾートもてぎ 第1パドック内ガソリンスタンド)

いつもモビリティリゾートもてぎをご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

標題の件につきまして、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第67号）が公布されました。この改正により、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成が義務付けられました。（令和2年2月1日施行）

モビリティリゾートもてぎ第1パドック内ガソリンスタンドにおきましても、ガソリン容器等へご購入時に購入申請書の提出および公的機関が発行する写真付きの証明書（運転免許証、パスポートなど）の提示が必要になります。

ガソリン容器等へご購入される際は必ず本人確認ができる証明書をお持ちください。
事故を未然に防止するため、ご理解、ご協力のほど、何卒お願い申し上げます。

以上

《お問い合わせ先》

モビリティリゾートもてぎ モータースポーツ課
TRMC-S 事務局
TEL : 0285-64-0200